

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(用語の定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>第3条から第8条まで 削除</u></p> | <p>(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第5条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。</u></p> <p><u>(6) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。</u></p> <p><u>(7) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。</u></p> <p><u>(8) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。</u></p> <p>第3条 削除</p> <p><u>(級別資格基準表)</u></p> <p><u>第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表（別表第2）に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</u></p> <p><u>3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場</u></p> |

合を除き、学歴免許等資格区分表（別表第3）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第5条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第4）に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第6条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表（別表第5）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第7条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところにする。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第8条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

（1）第15条の規定の適用を受けた職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条(教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による選考の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表(別表第3)の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(次条第1項ただし書に規定する者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)に決定するものとする。

3 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

(1) 国家公務員及び地方公共団体の職員(職員を除く。)

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

(4) 教育委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表の同欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免

(2) 第23条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に定める資格により決定するものとする。

2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表第6)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とす

許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 前条第3項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として教育委員会が定める場合には、前項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 略

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表第4)に定める区分によるものとする。

第12条 削除

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となり、第10条第1項の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。この場合において、教育委員会が人事委員会に協議して定める者にあつては、教育委員会が人事委員会に協議して定めるところによりその者の号給の数に3を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会に協議して定める数を加えて得た数を号数とする号給

る。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の同欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 略

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を3級又は4級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定によるその者の号給(前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち、5年を超え10年までの経験年数(第1号に掲げる者で級別資格基準表に定める必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数のうち10年から当該必要経験

とすることができる。

年数を減じた年数を超えない年数とし、特定職務従事経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって教育委員会が人事委員会に協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して適当と認める年数をいう。以下同じ。）を除く。）の月数にあつては15月、10年を超える経験年数（特定職務従事経験年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給（教育委員会が人事委員会に協議して定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会に協議して定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

（1） 基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

（2） 前号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第5条から第7条までの規定を準用する。

（経験年数）

第13条の2 前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として教育委員会が人事委員会に協議して定める場合にあつては、教育委員会が人事委員会に協議して定める資格を取得した時）以後の年数を経験年数換算表（別表第5）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げ

る学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、教育委員会が人事委員会に協議して定める学歴免許等の区分とする。）に対して経験年数調整表（別表第6）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い）

第14条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第15条から第17条まで 削除

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第14条 前2条の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（1） 国家公務員及び地方公共団体の職員（職員を除く。）

（2） 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

（3） 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

（4） 教育委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

(上位資格の取得による昇格)

第19条 職員が異なる学歴免許等の資格を取得することとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

(特殊の職に採用する場合の号給)

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を3級又は4級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有しているときにその者の属する職務の級を1級上位（その者の属する職務の級が2級である職員にあっては、1級上位又は2級上位）の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得による昇格)

第19条 職員が級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得することとなった結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第23条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する（第1号に掲げる異動の場合にあっては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の号給の決定について第10条第2項の規定の適用を受ける者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

2 略

3 第21条及び第22条の規定は、前条第1号に掲げる異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第25条 削除

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第26条 第24条第1項及び第2項の規定は、第23条第2号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第23条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の号給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受ける者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

2 略

3 第21条及び第22条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第26条 第24条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第29条 略
2～6 略

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第1号に掲げる異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(復職時等における号給の調整)

第35条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表(別表第10)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第29条 略
2～6 略

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第23条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(復職時等における号給の調整)

第35条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第3条第2項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第4条第1号に規定する派遣職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)若しくは大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をした職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間を休職期間等換算表(別表第10)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

別表第3から別表第5までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

別表第3（第9条関係）

1 高等学校等教育職給料表初任給基準表

略

備考 略

- 1 次号に掲げる者以外の者 高校3卒又は高校2卒（以下この項において「基礎学歴」という。）の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者の有する学歴免許等の資格の区分についてこの表の学歴免許等欄に当該基礎学歴の区分が掲げられているものとして経験年数調整表を適用した場合の調整年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の（4）に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数）
- 2 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して経験年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

別表第6（第10条関係）

1 高等学校等教育職給料表初任給基準表

略

備考 この表の適用を受ける職員に第13条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- 1 次号に掲げる者以外の者 別表第2の高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の（4）に該当する場合にあっては、その年数に6月を加えた年数）
- 2 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第12条の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

別表第3の次に次の3表を加える。

別表第4 学歴免許等資格区分表（第11条関係）

| 学歴免許等の区分 | | 学歴免許等の資格 |
|----------|---------------|--|
| 基準学歴区分 | 学歴区分 | |
| 1 大学卒 | (1) 博士課程修了 | ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (2) 修士課程修了 | ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (3) 専門職学位課程修了 | ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあつては、その変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものに限る。）の修了 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (4) 大学6卒 | ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |

| | | |
|-------|------------|--|
| | (5) 大学専攻科卒 | ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (6) 大学4卒 | ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| 2 短大卒 | (1) 短大3卒 | ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 エ アからウまでに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (2) 短大2卒 | ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ アからウまでに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (3) 短大1卒 | ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| 3 高校卒 | (1) 高校専攻科卒 | ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (2) 高校3卒 | ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| | (3) 高校2卒 | ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |
| 4 中学卒 | 中学卒 | ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ アに相当すると教育委員会が人事委員会に協議して認める学歴免許等の資格 |

別表第5 経験年数換算表（第13条の2関係）

| 経歴 | | 換算率 |
|--|---|-------|
| 国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。） | 10割 |
| | その他の期間 | 10割以下 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。） | | 10割以下 |
| その他の期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 10割以下 |
| | その他の期間 | 5割以下 |

別表第6 経験年数調整表（第13条の2関係）

| 学歴 区分 (甲) | 学歴免許等の区分 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|-----|-----|--------------------------|--------|--------|-----------|------|--------|------|------|------|--------|------|------|
| | 基準学歴区分 | | | 学歴区分 (乙) | | | | | | | | | | | |
| | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。) | 博士課程修了 | 修士課程修了 | 専門職学位課程修了 | 大学6卒 | 大学専攻科卒 | 大学4卒 | 短大3卒 | 短大2卒 | 高校専攻科卒 | 高校3卒 | 高校2卒 |
| 博士課程修了 | +5年 | +7年 | +9年 | -1年 | | +3年 | +3年 | +3年 | +4年 | +5年 | +6年 | +7年 | +8年 | +9年 | +10年 |
| 修士課程修了 | +2年 | +4年 | +6年 | -4年 | -3年 | | | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 | +5年 | +6年 | +7年 |
| 専門職学位課程修了 | +2年 | +4年 | +6年 | -4年 | -3年 | | | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 | +5年 | +6年 | +7年 |
| 大学6卒 | +2年 | +4年 | +6年 | -4年 | -3年 | | | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 | +5年 | +6年 | +7年 |
| 大学専攻科卒 | +1年 | +3年 | +5年 | -5年 | -4年 | -1年 | -1年 | -1年 | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 | +5年 | +6年 |
| 大学4卒 | | +2年 | +4年 | -6年 | -5年 | -2年 | -2年 | -2年 | -1年 | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 | +5年 |
| 短大3卒 | -1年 | +1年 | +3年 | -7年 | -6年 | -3年 | -3年 | -3年 | -2年 | -1年 | | +1年 | +2年 | +3年 | +4年 |
| 短大2卒 | -2年 | | +2年 | -8年 | -7年 | -4年 | -4年 | -4年 | -3年 | -2年 | -1年 | | +1年 | +2年 | +3年 |
| 短大1卒 | -3年 | -1年 | +1年 | -9年 | -8年 | -5年 | -5年 | -5年 | -4年 | -3年 | -2年 | -1年 | | +1年 | +2年 |
| 高校専攻科卒 | -3年 | -1年 | +1年 | -9年 | -8年 | -5年 | -5年 | -5年 | -4年 | -3年 | -2年 | -1年 | | +1年 | +2年 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高校 3卒 | -4年 | -2年 | | -10年 | -9年 | -6年 | -6年 | -6年 | -5年 | -4年 | -3年 | -2年 | -1年 | | +1年 |
| 高校 2卒 | -5年 | -3年 | -1年 | -11年 | -10年 | -7年 | -7年 | -7年 | -6年 | -5年 | -4年 | -3年 | -2年 | -1年 | |
| 中学 卒 | -7年 | -5年 | -3年 | -13年 | -12年 | -9年 | -9年 | -9年 | -8年 | -7年 | -6年 | -5年 | -4年 | -3年 | -2年 |

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について教育委員会が人事委員会に協議して別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、教育委員会が人事委員会に協議して別に定めるところによる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-----------------------|--------|-----------------|----------------|----|-----------------------|--------|-----------------|----------------|----|
| 別表第8 降格時号給対応表（第22条関係） | | | | | 別表第8 降格時号給対応表（第22条関係） | | | | |
| 1 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表 | | | | | 1 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表 | | | | |
| 降格した日の前日に受けていた号給 | 降格後の号給 | | | | 降格した日の前日に受けていた号給 | 降格後の号給 | | | |
| | 1級 | 2級（特2級から降格した場合） | 2級（3級から降格した場合） | 3級 | | 1級 | 2級（特2級から降格した場合） | 2級（3級から降格した場合） | 3級 |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 60 | 略 | | <u>145</u> | | 60 | 略 | | | |
| 61 | | | <u>145</u> | | 61 | | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | |
| 2 略 | | | | | 2 略 | | | | |

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選考の結果に基づいて新たに職員となった者その他当該職員との権衡上必要と認められる職員の同日における号給については、同日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(雑則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事委員会に協議して教育委員会で定める。
(給与条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関する規則の一部改正)
- 4 給与条例附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料に関する規則（令和4年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 初任給基準異動 <u>初任給等規則第23条第1号に掲げる異動をいう。</u></p> <p>(7) 給料表異動 <u>初任給等規則第23条第2号に掲げる異動をいう。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) その者の号給等 <u>当該職員に適用される給与条例第5条第1項の給料表（以下「給料表」という。）並びにその職務の級及び号給をいう。</u></p> <p>第6条 略</p> | <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 初任給基準異動 <u>給与条例第5条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給等規則別表第6に掲げる初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</u></p> <p>(7) 給料表異動 <u>給料表の適用を異にする異動をいう。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。</p> <p>第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第5項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、</p> |

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等に適用されている給料表及び初任給等規則別表第3に掲げる初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2)～(5) 略

2～4 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給)
第10条 初任給等規則第9条第3項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第5項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第5項の規

50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2)～(5) 略

2～4 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第10項の規定による給料の支給)
第10条 初任給等規則第15条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第5項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第5項の規定が適

定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 略

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第9条第3項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略

用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会に協議して教育委員会の定める日以後、人事委員会に協議して教育委員会の定める額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第15条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略